

茨城県地球環境保全行動条例 特定事業場定期報告書記入要領

令和7年2月

茨城県県民生活環境部

目 次

第 1	報告の趣旨	2
第 2	報告書の提出期日、提出部数、提出先及び提出方法	2
第 3	記入注意事項	3
1	一般事項	3
2	共通事項	3
3	省エネルギー推進業務状況報告書について	4
4	省資源推進業務状況報告書について	8
5	緑化推進業務状況報告書について	12

第1 報告の趣旨

この記入要領は、茨城県地球環境保全行動条例(平成7年茨城県条例第10号。以下「条例」という。)第13条、第20条及び第33条の規定並びに茨城県地球環境保全行動条例施行規則(平成7年茨城県規則第80-2号。以下「規則」という。)第3条、第5条及び第7条の規定に基づく定期報告書の記入方法についてとりまとめたものです。

条例に定める特定事業場(省エネルギー、省資源、緑化)を設置し、又は管理する者は、この記入要領に従って規則に定める報告書に記入し、定期的に知事に報告していただくことになります。

第2 報告書の提出期日、提出部数、提出先及び提出方法

1 提出期日及び提出部数

報告書は、茨城県知事あてに次の期日までに提出してください。

区 分		期 日	報 告 内 容	提出部数
省エネルギー推進業務状況報告書(規則様式第1号)		毎年7月末日	前年度1箇年における省エネルギーの推進に係る業務の状況	1 部
省資源推進業務状況報告書(規則様式第2号)		毎年6月末日	前年度1箇年における省資源の推進に係る業務の状況	1 部
緑化推進業務状況報告書(規則様式第3号)	1回目	6月末日	前年度1箇年における緑化の推進に係る業務の状況	1 部
	2回目以降	1回目の報告をすべき年から3年ごとの年の6月末日	前年度を含めた過去3年度間の緑化の推進に係る業務の状況	1 部

※1 前年度とは、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる1年度であって、直前のものをいいます。

2 報告書の提出先

茨城県県民生活環境部環境政策課

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

TEL 029-301-2939

メール kansei3@pref.ibaraki.lg.jp

様式は、環境政策課 HP (<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/tokutei-jigyosho-hokoku.html>) からダウンロードできます。

3 提出方法

郵送、持参、メール又は「いばらき電子申請・届出サービス」により提出願います。

「いばらき電子申請・届出サービス」を利用する場合は、以下の環境政策課 HP

(<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/tokutei-jigyosho-hokoku.html>)

から提出願います。

第3 記入注意事項

1 一般事項

- (1) 報告の様式は、規則で定められた様式（省エネルギー特定事業場については様式第1号、省資源特定事業場については様式第2号、緑化特定事業場については様式第3号）に従ってください。
記入すべき事項がない表、項目等は、省略して作成していただいても構いません。
- (2) 用紙の大きさはA4とし、文字は楷書で明瞭に記入してください。
- (3) 記入する数字は、すべて算用数字を用い、所定の単位に従って正確に記入してください。
- (4) 報告書を提出した後、記入内容に訂正の必要が生じた場合には、その都度速やかに提出先に報告してください。
- (5) 各様式のうち記入欄が不足する場合は、記入欄に別紙と記入のうえ、別紙を添付してください。

2 共通事項

- (1) 「事業場」とは、「物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所」をいいます。一般には、工場、商店、事務所、営業所などと呼ばれ、一区画を占めて経済活動等を行っている場所です。
単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業場とします。
従って、同一企業が複数の事業場を有する場合は、個々の工場、支店ごとに特定事業場になるかどうかを判断することになります。
- (2) 報告書は、条例に定める特定事業場を設置し、又は管理する者が報告してください。
特定事業場を設置している者（代表取締役等の企業の代表者）が報告する場合は、「住所」には本社の所在地を、「氏名」には企業の名称及び代表者（代表取締役等）の職氏名を記入してください。
特定事業場を管理している者（工場長、支店長等）が報告する場合には、「住所」には当該特定事業場の所在地を、「氏名」には当該特定事業場の名称及び当該特定事業場を管理している者（工場長、支店長等）の職氏名を記入してください。
- (3) 「事業場の名称」の欄には、特定事業場である事業場の名称を記入してください。
- (4) 「業種」の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って該当事業場において行われている事業名を記入してください。複数となる場合には、該当事業場において主として行われている事業名について記入してください。
なお、日本標準産業分類の細分類が分からない場合には、具体的な事業の種類を記入してください。
- (5) 「事業場の所在地」の欄には、特定事業場である事業場の住所のほか電話番号、FAX番号も記入してください。
- (6) 「事業場の敷地面積」の欄には、事業の用に供する土地の全面積を次により記入してください。
ア 所有の形態は問わないので、事業の用に供する土地であれば、借地も敷地面積に含まれます。
イ 事業の用に供する土地には、社宅又は寮等の用に供する土地は含みませんが、当面用途不明のまま将来の予備として確保している土地は含まれます。
ウ 駐車場などが道路等で明確に区分されている場合であっても、その事業場の事業の用に供する土地は敷地面積に含まれます。ただし、道路等で明確に区分され、かつ他の事業の用に供している場合は敷地面積に含まれません。

- (7) 「資本金」の欄には、資本金の額を記入してください。
- (8) 「事業場の従業員数」の欄には、臨時又はパートタイマーという名称の者でも、期間を定めずに、又は1ヶ月以上の期間を定めて雇用されている者の人数を含めて記入してください。
- (9) 「事業場の主要製品及び年間出荷額」の欄は、次により記入してください。
- ア 製造業の場合は、主要製品及び前年度の製品出荷額を記入してください。
- イ 卸売・小売業の場合は、主要販売品及び前年度の販売額を記入してください。
- ウ 金融業の場合は、主要取扱金融商品及び前年度末（3月31日）の預金残高を記入してください。
- エ 保険業の場合は、主要取扱保険商品及び前年度末（3月31日）の保険契約残高を記入してください。
- オ 試験研究機関、公的な機関など、直接収益事業を営んでいない事業場は、この欄の記入は不要です。
- カ アからオ以外の業種の場合は、事業又はサービスの内容及び前年度の当該事業に係る収入額又は売上額等を記入してください。
- (10) 「事業場内の建築物の概要」の欄には、主な建築物の総棟数、建築物の構造別の棟数、建築面積、延べ床面積を記入してください。なお、建築物の構造は、次の略称を用いて記入してください。

構 造	略 称
鉄骨鉄筋コンクリート構造	S R C
鉄筋コンクリート構造	R C
コンクリートブロック構造	C B
鉄骨構造	S
木造構造	W

また、2以上の建築物がある場合は、建築面積及び延べ床面積の欄には、それぞれのその合計を記入してください。

なお、小さな倉庫、休憩所等は記入不要です。

3 省エネルギー推進業務状況報告書について

(1) 様式第1号について

ア 省エネルギー特定事業場の該当要件

該当する番号を○で囲んでください。

「1」に該当する場合は前年の4月1日から1年間の化石燃料の使用量(原油換算量。別紙第1表：エネルギーの使用の状況 (1)エネルギーの種類別使用量の「合計＝化石燃料等の使用量(原油換算 k1)」欄 ㊸の値を記入してください。

「2」に該当する場合は前年の4月1日から1年間の電気の使用量(単位：万kWh。別紙第1表：エネルギーの使用の状況 (1)エネルギーの種類別使用量の「合計＝電気の使用量」欄 ㊸の値を記入してください。

なお、省エネルギー特定事業場の該当要件は次のいずれかです。

- ① 前年度の化石燃料使用量が、原油換算で1,500キロリットル以上であること。

②前年度の電気使用量が、600 万キロワット時以上であること。

③その他、知事が指定した事業場。

イ 事業の概要

事業場で行っている事業の内容等を記入してください。

ウ 省エネルギーの推進に関する計画の策定状況及びその概要

省エネルギーの推進に関する計画又は方針等を策定している場合には、次の項目を記入してください。また、当該計画を別添資料として添付してください。

- ・計画の名称
- ・計画の期間
- ・計画の目標
- ・主な措置
- ・その他必要な事項

なお、省エネルギーの推進に関する計画、方針等を策定していない場合はその旨記入してください。

エ 「省エネルギーの推進に関する管理体制の整備等の状況」の欄には、事業場の省エネルギーを推進するための管理組織の名称、業務分担、エネルギーの管理に関する有資格者等について記入してください。

(2) 別紙について

下記に従って記載してください。なお、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）様式第 9 指定―第 1 表から指定―第 10 表までの写しを添付することにより、記載を省略することができます。

(3) 別紙第 1 表について

ア エネルギーの種類別使用量

- (ア) 「使用量」の欄は、事業場内で使用されているすべての化石燃料等及び電気について、種類ごとに、所定の単位に従って、前年の 4 月 1 日から 1 年間に使用した量を記入してください。
- (イ) 「販売した副生エネルギーの量」の欄は、他者に供給したエネルギーの量を「エネルギーの種類」ごとに、指定された単位で 1 年間の合計を記入してください。（なお法律上の熱供給業・発電事業者に該当し生産された熱・電気は、副生エネルギーに該当するとはいえないため、この量には含めません）
- (ウ) 「購入した未利用熱の量」の欄は、他者から購入した未利用熱の量を「エネルギーの種類」ごとに、指定された単位で 1 年間の合計を記入してください。（なお熱供給事業者から購入した熱は、未利用熱には該当しません）
- (エ) 「その他の燃料」欄のうち、都市ガスについては、都市ガスの規格（例：1 3A）及び単位当たりの発熱量を確認してください。
- (オ) 製油所ガス等（工場内で発生した副生物も含む。）、「エネルギーの種類別使用量」の欄に挙げられている以外の燃料等を使用している場合には、「その他の燃料」の「都市ガス」の下欄にその燃料の種類及び使用量を記入してください。

- (カ) 産業用蒸気、産業用以外の蒸気、温水、冷水については、あなたの事業場の外から受け入れているもののみ記入してください（事業場内において発生した分は含みません）。また、非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ、特定できるもの（当該熱を発生させた者が自ら使用する場合、又は当該熱のみを供給する者から当該熱の供給を受けた者が使用する場合）は報告の対象となりませんので除いてください。
- (キ) 電気のうち、非化石燃料のみで発電された電気（太陽光発電、風力発電等により得られる電気）又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるもの（当該電気を発生させた者が自ら使用する場合、又は当該電気のみを供給する者から当該電気の供給を受けた者が使用する場合）は報告の対象とはなりませんので、除いてください。
- (ク) 電気は、下表により区分して記入してください。

買電 電気事業者	一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気（自己託送制度を用いたものを除く）をいう。
買電 上記以外 （他事業所からの供給等）	一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気以外の電気及び自己託送制度を用いて供給を受ける電気をいう。
自家発電 （化石燃料等）	事業所内で化石燃料等により発生させた電気をいう。 なお、自ら使用した量を「使用量」の欄に、販売した量を「販売副生エネルギー等の量」の欄に計上する。 主燃料の名称も記入してください。

- (ケ) GJ を単位として記入するものは、必要に応じて、単位を TJ、PJ にかえて記入してください。
- (コ) 使用していない燃料等の種類の欄は未記入又は省略して結構です。
- (カ) 「化石燃料等の使用量（原油換算 k1）」及び「エネルギー使用量（原油換算 k1）」については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により換算してください。また、工場等内で使用した原料から発生した副生物が燃料に該当する場合は、燃料の種類ごとに指定された単位で、1年度間の使用量、販売量を記入してください。但し、使用したエネルギーから発生した副生物については、記入する必要はありません。
- (シ) 産業用蒸気、産業用以外の蒸気、温水、冷水、自家発電を換算するにあたって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則に規定された換算係数にかえて、適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付してください。

イ エネルギーの使用の効率

- (ア) 「生産数量又は延べ床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を有する値（④）」の欄は、生産量、生産額等又は建築物の延べ床面積等エネルギーの使用量と密接な関係を有する値を記入し、その名称、単位を（ ）内に記入してください。

前年度以前に本報告をした場合には、原則としてその際に記入したものと同一のものを記入してください。やむを得ない事情により変更する場合には、その理由を欄外若しくは別紙に注記してください。

- (イ) 「エネルギー消費原単位」は、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいいます。第1表の(1)の「エネルギー使用量 (a)」から「販売した副生エネルギー等の量 (b)」及び「購入した未利用熱の量 (c)」を差し引いた原油換算エネルギー使用量を「生産数量又は延べ床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を有する値 (d)」で除した値を、最下位を四捨五入して、原則、有効数字4桁で記入してください。
- (ウ) 対前年度比は下記により算出し、小数点第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示してください。

$$\text{対前年度比 (\%)} = \frac{\text{当該年度の値}}{\text{前年度値}} \times 100 (\%)$$

- (エ) 対前年度比が100%以上の場合は、その理由を第1表(3)に記入してください。
- (オ) 前年度において報告をしていなかった場合には、原則として対前年度比の欄は記入する必要はありません。
- ただし、対前年度比がわかる場合には記入してください。

(4) 別紙第2表について

- ア ボイラー、各種炉、コンプレッサー、乾燥機、冷凍機、空調機、電動設備など主なエネルギー使用設備の状況について、当該設備の年間のエネルギー消費量（公称能力）が大きいもの上位10設備を記入してください。
- イ 設備の概要は、型式、能力（エネルギー使用量、生産能力等）等を記入してください。
- ウ 稼働状況は、年間稼働日数及び1日の平均稼働時間を記入してください。
- エ 新設、改造又は撤去の状況は、記載した設備のうち、当該年度に設備等の新設、改造又は撤去が行われた場合に、その旨と年月を、改造にあつては改造部分を記入してください。軽微な改造は、記入不要です。

(5) 別紙第3表について

それぞれの欄に、管理標準（事業者が燃焼設備、加熱設備等の管理、計測・記録、保守・点検等を行うに当たり、自ら定めるマニュアル）の設定状況、管理標準で定める計測、記録、保守、点検に関する遵守状況、新設にあつての措置の状況について記入してください。さらに、エネルギー消費原単位を改善するために実施した措置がある場合、その状況を記入してください。

(6) 別紙第4表について

二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第3条の規定により算定してください。

ア (1)の欄は、次に掲げる量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く)の合計量を記入してください。

- (ア) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の量
- (イ) 電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の量
- (ウ) 熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の量

イ (2)の欄は、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場の場合に、上記ア項(ア)に掲げる量を記入してください。

ウ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第3条の規定と異なる

算定方法又は係数を用いた場合には、当該算定方法又は係数の内容について記入してください。

4 省資源推進業務状況報告書について

(1) 様式第2号について

ア 省資源特定事業場の該当要件

該当する番号を○で囲んでください。

「1」に該当する場合は前年度の3月31日現在の従業員数を記入してください。

「2」に該当する場合は前年の4月1日から1年間の産業廃棄物の排出量（特に容積で記載する旨がなければ、重量（t）で記入してください。汚泥など一般的には単位を容積で取り扱う物についてもトンに換算願います。以下同じ。）を記入してください。

「3」に該当する場合は前年度の3月31日現在の発電能力を記入してください。

なお、省資源特定事業場の該当要件は次のいずれかです。

- ① 前年度の3月31日現在の従業員数が300人以上であること。
- ② 製造業に属する事業場に係る前年度1箇年における産業廃棄物の排出量が1,000トン以上であること。
- ③ 前年度の3月31日現在の発電能力が10万キロワット以上であること。
- ④ その他、知事が指定した事業場

イ 事業場の事業工程及び事業に伴う廃棄物等の排出工程

事業場の事業工程は、製造業については製造工程をできるだけ具体的に分かるように、その他の業種については排出工程と関連して事業の流れが分かるように記入してください。

なお、その他の業種については、一般的に理解できるときは詳細に記載する必要はありません。

廃棄物等の排出工程は、どのような種類の廃棄物がどのような事業工程から排出されるのかについて、記入してください。

(記入例)

銀行業

(事業工程)

金融事務

(廃棄物等の排出工程)

事務室→紙くず等 厨房、食堂→生ごみ

小売業

(事業工程)

仕入れ→加工→販売

(廃棄物等の排出工程)

仕入れ→紙ごみ等 加工、販売→生ごみ

旅館業

(事業工程)

宿泊関係：宿泊サービスの提供

会議・宴会：仕入れ→調理→宴会等

(廃棄物等の排出工程)

宿泊関係：サービス提供→一般ごみ（紙くず、歯ブラシ、石鹸等）

会議・宴会等：調理場、宴会場等→生ごみ

ウ 省資源の推進に関する計画の策定状況及び概要

省資源の推進に関する計画又は方針等を策定している場合には、次の項目を記入してください。
また、当該計画を別添資料として添付してください。

- ・計画の名称
- ・計画の期間
- ・計画の目標
- ・主な措置
- ・その他必要な事項

なお、省資源の推進に関する計画、方針等を策定していない場合はその旨記入してください。

エ 省資源の推進に関する管理体制の整備等の状況

事業場の省資源を推進するための管理組織の名称、業務分担等を記入してください。

(2) 別紙第1表：再生資源の利用に関する事項（製造業のみ）について

ア 1年間に利用した主な原材料の種類と量（A）

事業工程のなかで利用した主な原材料（再生資源を含む）の種類と量について記入してください。

イ 1年間に利用した再生資源の種類と量（B）

1年間に利用した再生資源の種類が複数ある場合には、それぞれの種類と量を記入してください。

なお、再生資源とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条の規定により「一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建築に関する工事に伴い副次的に得られた物品のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの」をいいます。

具体例をあげると、製造にあたって原材料の一つとして廃プラスチック類を利用するときは、種類として「廃プラスチック類」と記入し、その量を記入してください。

ウ 種類別再生資源利用率（ $B / A \times 100$ ）

種類別再生資源利用率は、原材料の種類ごとに、1年間に利用した再生資源の量（B）を1年間に利用した主な原材料の量（A）で除した値に100を乗じたものです。

エ 再生資源の利用に関し講じた措置

製品製造に使用する原材料への再生資源の利用に関し講じた措置（例えば古紙の配合率を増加させるなど）や、製造している製品が使用されなくなった後に再生資源として利用されやすくなるよう講じた措置（例えば部品の分解・分別の容易化を図る、再生利用しやすい原材料の利用を図るなど）等を記入してください。

(3) 別紙第2表：再生品の使用に関する事項（全産業）について

ア 1年間の再生紙の使用状況

1年間に使用した再生紙の種類（コピー用紙、トイレットペーパー、伝票など）と、種類ごとの古紙の混合率を記入してください。

なお、わかる場合には、その使用量も記入してください。

イ 1年間のその他の再生品の使用状況

1年間に事業場内で使用した再生紙以外の再生品（例えば工場内フラワーポット：廃プラスチック再生品、工場内歩道：廃ガラスのタイル等）の種類を記入してください。

なお、分かる場合には、その使用量も記入してください。

ウ 再生品の使用に関し、講じた措置等

再生品の使用に関する再生品調達基準の制定など再生品の使用に関し講じた措置を記入してください。

(4) 別紙第3表：梱包材の使用に関する事項（製造業のみ）について

ア 主な製品の梱包材の空間容積率

製品ごとに梱包材の空間容積を記入してください。

梱包材の梱包容積率とは、梱包時の全容積から製品の容積を差し引いた値を梱包時の全容積で除した値に100を乗じたものです。

なお、空間容積率を求める場合、製品の形状上当然に生ずる空間は控除したもので計算してください。従って、円錐形、円筒形等の商品にあつては、直方体とみなした容積を製品の容積として計算することになります。

イ 主な製品の梱包材の包装費比率

製品ごとに梱包材の包装費比率を記入してください。

梱包材の包装費比率とは、当該製品の包装費を当該製品の（製造費＋包装費）の値で除した値に100を乗じたものです。

なお、包装費とは、包装材の費用ばかりでなく、包装するための費用も含まれます。

ウ 包装材の使用に関し講じた措置

再生資源を利用した梱包材の使用や梱包材のリサイクルを推進する装置など梱包材の使用に関し、講じた措置を記入してください。

(5) 別紙第4表：包装の簡素化に関する事項（卸売業、小売業のみ）について

包装の簡素化に講じた措置

過剰包装の自粛、買物袋の持参の推奨等に関して講じた措置について、記入してください。

(6) 別紙第5表：廃棄物の減量化に関する事項（全産業）について

ア 1年間の産業廃棄物の種類別排出量及び総排出量（A）

排出量は次により求め、その1年間の種類別の量とその合計量を記入してください。

排出量＝発生量－有価物量

- ・発生量とは、事業場内で発生した廃棄物の量（有価物量を含む。）です。
- ・有価物量とは、発生量のうち、中間処理することなく、自ら利用し又は他に有償で売却した量です。
- ・中間処理とは、発生した産業廃棄物を破砕、焼却、中和、脱水等の人為的処理を行うことです。ただし、単純な選別は含みません。

イ 1年間の産業廃棄物の種類別再資源化量及び総再資源化量（B）

再資源化量は自己中間処理後の自己利用量（有償で売却した量を含む。）とし、その1年間の種類別の量とその合計量を記入してください。

ウ 産業廃棄物の種類別再資源化率及び総再資源化率（ $B/A \times 100$ ）

1年間の産業廃棄物の種類別再資源化量及び総再資源化量を1年間の産業廃棄物の種類別排出量及び総排出量で除した値に100を乗じたものを記入してください。

エ 1年間の産業廃棄物の種類別最終処分量及び総最終処分量

最終処分量は次により求め、その1年間の種類別の量とその合計量を記入してください。

最終処分量＝自己埋立処分量＋業者委託最終処分量

- ・自己埋立処分量とは、自己の埋立地に処分した量です。
- ・業者委託最終処分量とは、業者処理量のうち、処理業者で中間処理されることなく最終処分された量です。

オ 産業廃棄物の減量化に関し講じた措置

原材料や事業工程の改善、リサイクルの推進など、産業廃棄物の減量化に関し講じた措置について記入してください。

カ 1年間の一般廃棄物の総排出量（C）

1年間の一般廃棄物の発生量を記入してください。

キ 1年間の一般廃棄物の種類別再資源化量及び総再資源化量（D）

再資源化量は分別排出することにより再資源化される缶、びん、古紙等の量とし、その1年間の種類別の量とその合計量を記入してください。

ク 一般廃棄物総再資源化率（ $D/C \times 100$ ）

1年間の一般廃棄物の総再資源化量を1年間の一般廃棄物の総排出量で除した値に100を乗じたものを記入してください。

ケ 1年間の一般廃棄物の自己最終処分量

1年間の一般廃棄物の総排出量のうち、自己の埋立地に処分した量を記入してください。

コ 1年間の一般廃棄物の委託処理量

1年間の一般廃棄物の総排出量のうち、他に処理を委託した量を記入してください。

サ 一般廃棄物の減量化に関し講じた措置

生ゴミのコンポスト化など、一般廃棄物の減量化に関し講じた措置について、記入してください。

<参 考>

図1 廃棄物の概念

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となったものをいい、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されます。

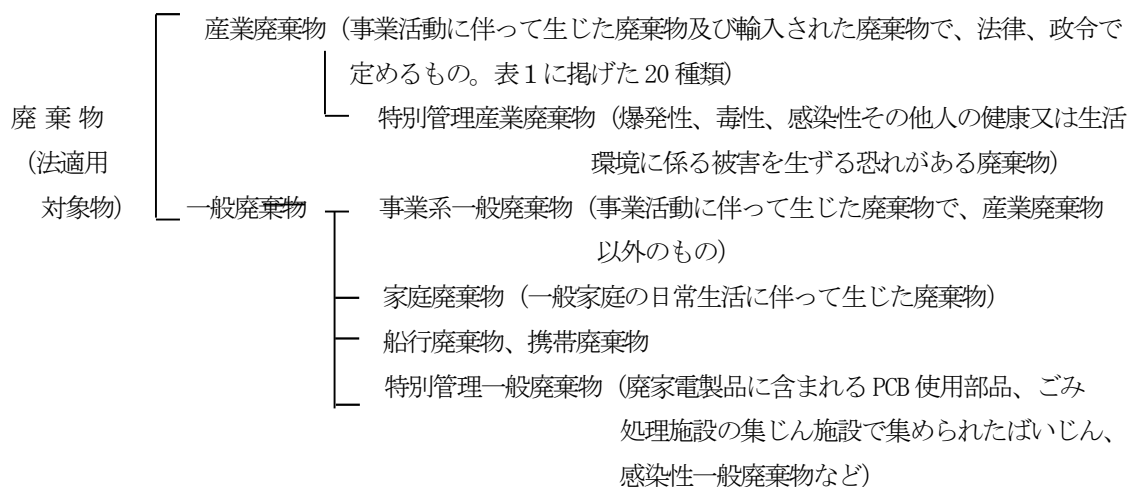


表1 産業廃棄物の概念

産業廃棄物とは、以下の20種類です。

図	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	焼却炉の残灰、炉清掃残渣物、その他焼却かす
	② 汚 泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	③ 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	④ 廃 酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など全ての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など全てのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）など固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	⑨ ガラスくず及び陶磁器くず	耐火レンガくず、石膏ボードなど
	⑩ 鉱さい	電炉等の溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉灰かすなど
	⑪建設廃材	工作物の除去により生じたコンクリート破片、レンガの破片その他これらに類する不要物
特定の事業活動に伴うもの	⑪ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
	⑫ 紙くず	製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず及びPCBが塗布されたもの ^(注)
	⑬ 木くず	建設業に係るもの(工作物の除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類など
	⑭繊維くず	衣服・その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず
	⑯動植物性残さ	食料品、飼料・飲料、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど
	⑰動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	⑱動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	⑲ ①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑱の産業廃棄物に該当しないもの	
	⑳ ①～⑲の産業廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く輸入された廃棄物	

5 緑化推進業務状況報告書について

(1) 緑化特定事業場の該当要件について

該当する番号を○で囲んでください。

「1」に該当する場合は、敷地面積（A）を記入してください。

なお、緑化特定事業場の該当要件は、次のいずれかです。

① 農業、林業、漁業、鉱業、ゴルフ場・ゴルフ練習場に属さない事業場に係る前年度の3月31日現在の敷地面積が6,000平方メートル以上であること。

② その他、知事が指定した事業場

また、工業団地等における敷地面積については、次の計算式に従ってください。

(A) の計算上の敷地面積＝

$$\text{団地内のA事業場の固有の敷地面積} + (R + U + T) \times \frac{\text{Aの固有の敷地面積}}{\text{A～Jの固有の敷地面積の合計}}$$

※A～J、R、T、Uについては、下記図面の例による。

共通緑地R㎡					
共通運動場U㎡			共通駐車場T㎡		
I 工場	G 工場	E 工場	C 自動車整備業	A工場	緑地
J 工場	H 工場	F 工場	D 卸売業	運動場	
				B工場	

- (2) 建築物を建築し、又は増改築した日（既設、新設の別）について
 新設とは、平成7年10月11日以後に、建築し、又は増改築した事業場が該当します。
 なお、「増改築」とは、当該建築物の相当程度を増改築した場合とします。
- (3) 用途地域について
 用途地域については、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域、工業専用地域の区分に従って記入してください。
- (4) 緑化の推進に関する計画の策定状況及びその概要について
 緑化推進に関する計画又は方針等を策定している場合には、次の項目を記入してください。
 また、当該計画又は方針等を別添資料として添付してください。
- ・計画の名称
 - ・計画の期間
 - ・計画の目標
 - ・主な措置
 - ・その他必要な事項
- なお、当該計画又は方針等を策定していない場合は、その旨記入願います。
- (5) 緑化の推進に関する管理体制の整備等の状況について
 緑化の推進に関する管理組織の名称、事務分担等がわかるように記入してください。
- (6) 緑地面積について
 事業場内の緑地について屋外、屋上、壁面、屋内の別ごとに面積を記入し、合計面積を（B）欄に記入してください。
- (7) 緑化の方法について
 接道部の緑化状況について記入するとともに、植栽樹種については、高木、低木、草地等に分け

て主要な植栽樹種名等を記入してください。

なお、成木に達した時の樹高3 m以上の樹木を高木とし、3 m未満の樹木を低木とします。

(8) 緑化に当たって野生生物の生息環境に配慮した事項について

野生生物が採餌、休息できるような環境の整備を行った事項等について記入してください。

例： 植栽に当たっては、果実のなる樹木を多く使用し、小鳥が集まれるような水辺を緑地内に整備した。

(9) 緑化に関し講じた措置について

緑化計画等に基づいて実施した実績等を具体的に記入してください。

例： 平成○年度は、計画に基づき○○部分（場所）を○○m²緑化した。

樹木については、郷土種を中心に選定し、植栽した。